

議 案 第 78 号

松戸市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

松戸市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

松戸市一般職の職員の給与に関する条例の改正に準じ、扶養手当に係る規定を整備するため。

松戸市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を
改正する条例

松戸市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年松戸市
条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、職員の職責に鑑み、管理者が扶養手当の支給を要しないこととし
た場合は、この限りでない。

第5条第2項中「の各号」を削る。

附 則

この条例は、平成32年4月1日から施行する。